

第4章

計画の内容

施策の柱1 男女共同参画のひとづくり

基本方針1 人権についての意識を高める

現状と課題

- 住民意識調査の結果では、分野によっては、『男性が優遇されている』と感じる人の割合が高くなっています。特に、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治や行政の場」、「職場」、「家庭生活」では5割を超えており、家庭においては、家事の全般を女性が担うなど性別による固定的な役割分担がみられます。今後は女性の職場や地域活動へ参画を進めるため、男女がともに協力し、責任を分かち合っ家庭生活を担う意識を啓発していくことが必要です。
- 一方、学校教育においては平等であると感じる人が多く、男女共同参画が進んでいます。次世代を担う子どもたちについては、男女にかかわらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付ける教育を進め、将来の男女共同参画社会へつなげる必要があります。

方向性

- 住民が人権について理解を深め、お互いが相手を理解し、思いやり、認めあい、互いの人権を尊重しあう社会の実現のためにつながるよう、多様な媒体を活用し、住民の幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努めます。

①人権尊重の啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
住民意識の啓発				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や町ホームページで啓発を行います。 ・ 人権、男女共同参画にかかる啓発期間にパネル展示等の啓発活動を実施します。 	人権啓発課	人権学習資料の作成・配布	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員協議会において、人権研修会を行います。 	福祉課	民生児童委員協議会の人権研修実施	年 1 回	年 1 回
「精華町人権教育・啓発推進計画」の周知				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的に人権啓発研修を行います。 	人権啓発課	研修会の開催		年 1 回

②性と男女平等に関する学校教育の充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における学習の場の活用				
<ul style="list-style-type: none"> ・ LGBT の理解促進と、いじめ防止のため人権学習を充実します。 ・ 国際理解教育を推進します。 ・ いじめ問題等にかかる相談体制や実態把握、問題発生時の調査体制を確立します。 	学校教育課	授業の実施	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい交流事業の実施に協力します。 	健康推進課	町内全中学校で年 1 回の実施	2 校	3 校
啓発補助教材の作成・活用				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書や副読本を活用し教育を行います。 	学校教育課	授業の実施	実施	年 1 回
教職員への研修の充実				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権や男女共同参画に関する研修会へ教員が積極的に参加できる体制をつくります。 	学校教育課	研修会への参加		年 1 回
管理職へ女性教職員の登用促進				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職登用の事前研修への女性の参加を働きかけます。 	学校教育課	事前研修への女性の参加		年 1 回
性に関する教育・学習の充実				
<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい交流事業の実施に協力します。【再掲】 	健康推進課	町内全中学校で年 1 回の実施	2 校	3 校
<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい交流事業を通じて、性に関する教育・学習を図ります。【再掲】 	生涯学習課	町内全中学校で年 1 回の実施	2 校	3 校

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
<ul style="list-style-type: none"> 性差や互いを思いやる気持ちを指導します。 デートDVに関する周知や啓発を図ります。 	学校教育課	授業の実施	実施	実施
多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実				
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校で仕事体験を行い、多様な分野に関心をもたせるキャリア教育を行います。 学習指導員や介助員を各校に配置します。 	学校教育課	仕事体験の実施	実施	実施

※LGBTとは：女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、性転換者・異性装同性愛者など（Transgender）の四つの用語の頭文字から作られた言葉

③男女共同参画の視点に立った生涯学習、家庭教育の推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
講演会・各種講座・広報誌等の活用、機会の充実				
<ul style="list-style-type: none"> パパママ教室両親編、OG会等へ夫婦共の参加を図り、育児への男女共同を推進します。 	健康推進課	パパママ教室の開催		年4回
<ul style="list-style-type: none"> 女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。 女性団体等の情報誌の発行を支援します。 	生涯学習課	研修会の開催	実施	年1回
P T A や女性団体等の学習会開催				
<ul style="list-style-type: none"> PTA 主催の講座や研修会の支援を行います。 女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】 	生涯学習課	研修会の開催	実施	年1回
各世代に対応した学習材料の作成・提供				
<ul style="list-style-type: none"> ふれあい交流事業を通じて、性に関する教育・学習を図ります。【再掲】 	生涯学習課	町内全中学校で年1回の実施	2校	3校

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）

住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に話ができる機会をつくり、地域の小グループやネットワークをみんなが参加しやすいものにします。 ●お互いを尊重し、あらゆる人が住みよい地域づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校で児童生徒が男女平等について真剣に学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女がともに学べる場を増やします。

基本方針 2 男女共同参画の意識をひろめる

現状と課題

- 住民意識調査の結果から「社会通念・慣習・しきたり」で性別による固定的な役割分担の状況の差がみられ、地域の実情に沿った役割分担を払拭する啓発活動が必要です。
- 講座などの啓発活動については、取り組みを進めているものの効果的な方法を考慮する必要性や内容に計画性を持たせていく必要があります。人権学習資料等の配布により町全体への男女共同参画社会について知識の普及を図るとともに、町民の一人一人が男女共同参画の意義を理解し、身近に感じられる啓発活動を行うことが必要です。
- セクハラ被害については表面化していませんが、事業者との連携により防止対策の推進、被害者が相談しやすい体制づくりが求められます。

方向性

- 国や府と連携し、社会制度や慣行の見直しにつながる先進事例などの情報収集に努めるとともに、関係課や関係機関、住民活動団体などと連携・協力し、男女共同参画社会についての理解の浸透を図ります。

① 広報誌等での啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度目標
男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底				
<ul style="list-style-type: none"> • 女性に対する暴力・人権侵害の情報の収集と提供を行います。 • 男女共同参画週間などを活用し、啓発活動を実施します。 • 広報や町ホームページで啓発を行います。【再掲】 	人権啓発課	啓発週間等の啓発活動実施	年 3 回	年 3 回
<ul style="list-style-type: none"> • 人権啓発推進委員研修を実施します。 		男女共同参画に関する研修会等への参加者	255 人	年 200 人
<ul style="list-style-type: none"> • 関係各課との連携のもと、町職員への情報発信を行います。 	総務課	情報発信の実施	実施	年 1 回
講演会・各種講座・広報誌等の活用、機会の充実				

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
<ul style="list-style-type: none"> 女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】 女性団体等の情報誌の発行を支援します。【再掲】 	生涯学習課	講演会や講座の開催		年1回

②企業・各種団体における意識啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底				
<ul style="list-style-type: none"> 各課との連携のもと、適切な啓発資料の配布を行い、周知を図ります。 	産業振興課	啓発資料の配布		実施
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する企業の実態調査を行い、意識啓発を図ります。 	人権啓発課	企業の実態調査の実施	H26 開始	毎年実施
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及				
<ul style="list-style-type: none"> 商工団体並びに企業向け人権啓発研修会への参加を勧奨します。 	産業振興課	研修会の参加勧奨		実施
<ul style="list-style-type: none"> 企業・各種団体に啓発映像等、学習教材の提供を行います。 男女共同参画に関する企業の実態調査を行い、意識啓発を図ります。【再掲】 一般事業主行動計画の周知・啓発を行います。 	人権啓発課	企業へ学習教材の提供	実施	実施

③性別分業に基づいた地域慣習の見直し

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
男女共同参画の学習・啓発機会の充実				
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画講座を開催します。 	人権啓発課	講座の開催	年1回	年1回

④図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実				
・男女共同参画週間などの啓発期間のテーマに合わせて、資料を収集し、住民に提供します。	生涯学習課	男女共同参画に関連する資料の住民への情報提供		年2回

⑤セクハラ防止の強化

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
職場等でのセクハラ防止推進				
・庁内機関誌等で相談窓口の情報発信・啓発を行います。	総務課	庁内機関紙での啓発		実施
・適切な啓発資料の配布を行い、周知を図ります。	産業振興課	啓発資料の配布		実施
・セクシュアル・ハラスメントに関する啓発映像、参考図書を企業に貸出します。	人権啓発課	DVD、ビデオ貸出	実施	実施

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
●家族みんなで家事、育児、介護を協力しあいます。	●企業研修を進め、男性が育児・介護休業をとりやすい風土と仕組みをつくっていきます。 ●女性管理職の登用を図ります。	●町内の保育所、幼稚園での保育士、教諭に男性を増やします。

基本方針 3 女性に対する暴力を根絶する〈DV防止対策基本計画〉

現状と課題

- DVについては、身体的暴力だけではなく、心理的暴力、社会的暴力等についての正しい知識の普及とDVが重大な人権侵害であるという意識を浸透させる啓発が必要です。住民意識調査の結果では、配偶者から身体に対する暴行を受けたことがある人は、13.7%となっています。また、DV被害等の相談については、近年相談件数が増加しています。身近で安全に相談できる体制づくりとともに、被害者の救済、その後の自立支援を一体的に行えるよう庁内外の関係機関と連携した支援体制の整備が必要です。
- 現在、若年層のデートDVについての被害は顕在化していませんが、将来にわたりDVを防止するためにも、若年層から人権教育やDVに関する教育を行うことが必要です。

方向性

- 関係機関と連携し、DV等は重大な人権侵害であるという認識を、中学生や高校生も含めて広く高め、正しい知識を理解するための教育や広報、啓発活動を進めます。
- 児童虐待対策と連携し、DV等の暴力の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口で対応する職員の資質の向上に努めます。
- 庁内外の関係機関との組織的な連携により、緊急時には被害者の安全の確保から自立支援まで一体となった支援を行う体制づくりを進めます。

①DV防止対策の強化

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
住民等への啓発・教育の推進				
• 広報誌において「女性に対する暴力をなくす運動」について啓発します。	人権啓発課	広報誌への啓発記事掲載	年1回	年1回
• 「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープルリボン・プロジェクトとパネル展示を行います。		パープルリボンプロジェクトの取り組み	年1回	年1回
DV被害者への情報提供				

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
<ul style="list-style-type: none"> • DVに関する書籍・講座案内等の情報提供をします。 • DV防止啓発冊子、相談連絡カードを作成・配布します。 • 男性相談カードを作成・配布します。 • 関係機関と協働し、DVに関する講座を実施します。 	人権啓発課	啓発資料の作成・配布	2,258	年間 2,000部

②被害者及び子どもに対する相談等の支援

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
相談体制の充実・強化				
<ul style="list-style-type: none"> • 女性の人権問題の相談先を紹介します。 • 女性相談を設置します。 • 男性相談の情報提供を行います。 	人権啓発課	女性相談	未実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> • 主任児童委員を中心に、赤ちゃん訪問や、援護活動の取り組みを継続的に実施します。 	福祉課	赤ちゃん訪問の実施	随時	随時
<ul style="list-style-type: none"> • 支援措置対象者の個人情報保護に配慮しながら関係課と情報共有を行います。 • 住民票の異動相談でDV等の被害が疑われる場合はDV担当課と連携し対応します。 	総合窓口課	関係課との情報共有	実施	実施
関係機関との連携強化				
<ul style="list-style-type: none"> • 庁内外の関係機関と連携した被害者支援についての協議調整を行うネットワーク会議を開催します。 • 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援体制を整備します。 	人権啓発課	ネットワーク会議の開催	未実施	年1回

③被害者の安全確保との自立支援

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
DV被害者の保護				
<ul style="list-style-type: none"> • 民間支援団体や府等の一時保護を活用し、迅速・円滑な一時保護を行います。 	人権啓発課	支援の実施	実施	実施
DV被害者の自立支援				
<ul style="list-style-type: none"> • 府や他自治体等との連携を図り、住宅の確保や就労支援、各種手続き等の支援を行います。 • 被害者の心理的ケアに努めるとともに、本人の意思を尊重した支援を行います。 	人権啓発課	支援の実施	実施	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
関係機関との連携・協働				
・民間支援団体との連携・協働体制を充実します。	人権啓発課	民間支援団体との情報共有	未実施	実施

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●パートナー間、配偶者間の暴力（DV）を許しません。 ●DVに気づき、DVに対する理解をすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発と研修を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DVで悩む被害者を支援する場をつくり、啓発します。 ●暴力を許さない学校、地域づくりを推進します。

基本方針4 メディアにおける男女の人権を尊重する

現状と課題

- ・男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的性別役割分担意識を解消していくため、行政から発信する様々な情報は、男女の固定的な概念につながる表現がないかチェックしていく必要があります。また、メディアにおける性・暴力表現など、女性や子どもを対象にした人権侵害にあたる情報が氾濫している中、町民一人一人の情報を読み解く力（メディア・リテラシー）を向上することが求められます。

方向性

- ・メディアの多様化により、生活の身近な場面で様々な情報に触れる機会が多くなります。情報化の進展に対応できるよう、メディアが社会や生活に及ぼす影響について理解を促すとともに、メディア・リテラシーの向上を支援します。

①メディア・リテラシーに関する啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
メディア・リテラシー向上のための広報・啓発				
・広報や町ホームページで啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	広報誌への記事の掲載	年1回	年1回

②広報・出版物等における表現の適正化推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
町の刊行物等におけるガイドラインの作成				
・広報誌等作成のための職員研修を実施します。 ・表現ガイドラインを作成します。	企画調整課	ガイドラインの作成	未作成	作成
・関係各課と連携を図り、表現の適正化に関する情報提供をします。	人権啓発課	情報提供の実施	未実施	実施

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭でのテレビの見方を考えます。 ●携帯、インターネット、SNS等の使い方を家族で話し合います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●刊行物やホームページなどにおいて女の人権尊重や男女共同参画の視点に立ち表現します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●メディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力を育成します。

施策の柱 2 男女共同参画の社会づくり

基本方針 5 男女が働きやすい環境の整備

現状と課題

- 住民意識調査の結果では、職場における平等感が前回調査より増加しており、社会的な動向も相まって、一定の男女共同参画推進の成果がうかがえます。今後も、更なる推進に向けて均等な雇用機会の確保や育児休暇等の取得など男女がともに働きやすい職場の環境づくりが必要です
- 現在の女性の働き方は、継続就労できる環境が少なく、結婚・出産により就労を一時中断し、その後再就職することが多くなっています。就労の中断により、経済的な自立が困難となり、男女の発言力の差の背景となっていることがうかがえます。そのため、女性が継続就労できる環境づくりや、就労を中断した場合でも、職場復帰する際の支援を必要です。

方向性

- 男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、男女がともに、働きやすく、能力を發揮できる職場環境づくりを促進します。

①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
役職への女性の登用促進				
<ul style="list-style-type: none"> • 女性管理職の登用を働きかけます。 • 女性が能力を發揮しやすい環境整備につながる意識を醸成します。 	関係各課	女性管理職比率(課長級以上)	11%	30%
<ul style="list-style-type: none"> • 女性管理職の登用を積極的に実施するとともに、登用後のフォローを行います。 	総務課	女性管理職比率(課長級以上)	11%	30%
男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底				
<ul style="list-style-type: none"> • 職員研修で「人権・男女共同参画」の時間を設けます。 	総務課	研修の実施	実施	毎年実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
・適切な啓発資料の配布を行い、周知を図ります。【再掲】	産業振興課	啓発資料の配布		実施
・広報や町ホームページで啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	広報誌での啓発	実施	実施
職場内研修実施の促進				
・職員研修で「人権・男女共同参画」の時間を設けます。【再掲】	総務課	研修の実施	実施	毎年実施
・職員研修を行います。	人権啓発課	研修の実施	実施	実施
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及				
・広報や町ホームページで啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	広報誌への記事の掲載	実施	実施
雇用における男女の機会均等と平等待遇の推進				
・男女に関係なく、役場職員の採用基準や給与等待遇の公平性を保ちます。 ・男性の育児休暇の取得に関する周知を図ります。	総務課	町男性職員の育児休業取得率	5%	10%
・就職個別相談会を月に1回実施します。	福祉課	就職相談会の実施	年12回	年12回

②農業・商工業における男女のパートナーシップの促進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
家族経営協定締結の促進・支援				
・関係団体に働きかけ、家族経営協定締結の促進・支援を行います。	産業振興課	家族経営協定の締結数	1戸	3戸
商工会や農業団体による男女共同参画の取り組み支援				
・適切な啓発資料の配布を行い、周知します。【再掲】	産業振興課	啓発資料の配布		実施
女性への技術・経営等の研究機会の拡充・促進				
・農産物加工グループや商工会女性部の活動並びに研修を支援します。	産業振興課	女性農業士人定数	2人	2人

③女性の再就職、経済的自立に対する支援の拡充

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
研修・講演会の実施・充実				
・女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】	生涯学習課	講演会や講座の開催		年1回
・支援機関の情報提供を行います。	人権啓発課	ホームページでの情報提供	実施	実施
相談窓口の設置				
・人権センターにて求職相談を実施します。	人権啓発課	求職相談の実施		年1回

④女性の能力開発の機会充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
就業に関連する情報の収集・提供体制の整備				
・就労先の情報提供をします。	福祉課	情報提供の実施	実施	実施
就業支援講座の開催の検討				
・関係機関、関係課と協働し、福祉職の再就職講座などを実施します。	福祉課	講座の開催		年2回
・ハローワーク等からの就職支援に関する情報提供を行います。	人権啓発課	情報提供の実施	実施	実施

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●住民による子育てサポートをします。 ●男性も育児研修に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修をとおして、組織内における人権・男女共同参画など、働きやすい職場づくりを推進します。 ●意欲ある熟年世代や女性の雇用に努めます。 ●女性が昇格のチャンスを活かしたり、管理職等に積極的に手を挙げやすい職場・家庭環境づくりを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同について、積極的に取り組んでいきます。 ●男女共同参画に対する意識を改善します。 ●地域の雇用創出に努めます。 ●情報提供や研修の実施により就労や再就職を支援します。

基本方針6 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

現状と課題

- 地域では、高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者や要介護認定者など、支援が必要な人も多くなっており、今後もその傾向が続くことが予測されます。また、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、性的指向を理由として困難な状況に置かれている人など、様々な困難を抱えた人に対しては、人権尊重の観点から、理解を深めるとともに、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備が求められます。
- また、虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。児童虐待の増加に対応するため、育児不安や児童虐待の早期発見や適切な対応ができるネットワーク体制の強化が求められます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な立場の男女が能力を発揮できるよう、一人ひとりが抱える問題の解決に向けて支援する環境が求められています。

方向性

- 様々な困難を抱えた人を自立につなげるための支援の充実や、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための支援の充実に努めます。特に、ひとり親家庭への支援や、発達の気になる子への支援の充実に努めます。
- 男女がともに家庭生活を営みながら、働くことができるよう、子育てや介護を支援するサービスの充実に努めます。
- 防災分野への活動へ女性の積極的な参画を推進し、被災時の男女の支援のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点を組み入れた災害対策を推進します。

①子どもや高齢者、障がい者、様々な困難を抱えた人の人権を守る

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
暴力、虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発の充実				
<ul style="list-style-type: none"> 家庭こころの相談室で、様々な悩みについての相談を受けます。 暴力、虐待に対する庁内連携体制を構築します。 	人権啓発課	庁内連携会議の実施	未実施	年1回
<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会による定期的な会議やケース検討などを行います。 家庭相談員を設置し、相談体制強化と組織的な取り組みを推進します。 	子育て支援課	要保護児童対策協議会開催	年8回	年8回
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止に関する研修会を開催します。 		相談員の研修会への参加		年2回
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に関する住民の意識高揚を図ります。 		児童虐待防止期間における啓発	年1回	年1回
<ul style="list-style-type: none"> センター利用者への啓発を行います。 家庭相談員や臨床心理士が対応できる相談の場を設けます。 	子育て支援センター	臨床心理士による相談	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者、高齢者の相談体制を整備します。 町自立支援協議会の権利擁護部会において、障がいのある方の虐待予防・啓発・発生時の体制を整備します。 地域包括ケアシステム構築を念頭に、関係機関との連携強化を図ります。 	福祉課	権利擁護部会の開催	年●回	年●回

②自立支援と社会参画の推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
高齢者の就業促進、社会参加促進、単身高齢者の生活支援				
<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターと協働して、高齢者の生活支援に取り組みます。 高齢者の居場所づくりに取り組みます。 	福祉課	シルバー人材センター会員数		
		ふれあいサロン開設地区数	27地区	33地区
さまざまな困難を抱える人々への支援				
<ul style="list-style-type: none"> 相楽圏域の障害者自立支援協議会と連携し、研修会を実施します。 	福祉課	研修会の実施	実施	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
<ul style="list-style-type: none"> なやみごと相談を定期的に行います。 様々な支援策について広報での啓発を行います。 	人権啓発課	なやみごと相談の実施	年12回	年12回
<ul style="list-style-type: none"> 生活に関する英語版の情報を提供し、外国人に対し生活支援を行います。 	企画調整課	英語版の情報提供	実施	実施

③防災・災害時の男女共同参画の推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
防災・災害時の配慮に関する意識啓発や支援				
<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や講話、自主防災会の活動などの機会を通じて、被災時の女性保護などに対する意識を啓発します。 	消防本部	啓発活動の実施	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 災害時を想定した防災マップの多言語化に取り組みます。 	企画調整課	防災マップの多言語化		作成
<ul style="list-style-type: none"> 災害時における女性への配慮を学習する場を設けます。 災害時の女性向けの備蓄品の用意について、各家庭に呼びかけや啓発を行います。 	危機管理室	HUGの実施	年1回	年1回

※HUGとは：H(hinanzyo 避難所)、U(unei 運営)、G(game ゲーム)の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味。平成19年に静岡県で開発された。避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられた。

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> 子どもや介護が必要な人が安心して生活できるよう、お互いに見守り支えあいます。 地域における自らの役割を自覚し、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女がともに、仕事と、育児や介護などが両立でき、ゆとりを持って働くことができる環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性も参加しやすい介護、子育て講座を開催し、ひろく情報提供を推進します。 DVや虐待など暴力のない社会づくりを進めます。

基本方針 7 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

現状と課題

- 精華町の女性の年齢別就業率は、全国と比較して落ち込みが大きくなっていますが、子育て期にあたる30歳代の就業率は、徐々にM字カーブの落ち込みが浅くなってきています。こうした背景には、女性の晩婚化が進んでいることの他に、継続して就労するための子育て支援サービスなどの充実による効果があるとうかがえます。男女がともに、家庭生活と仕事を両立できるよう、子育て支援や介護支援の更なる充実や多様で柔軟性のある就労の場づくりが必要となります。

方向性

- 性別にかかわらず、生涯を通じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれたものとなるよう、男性の家事・育児・介護への参加など、家族が協力して家庭生活を担う必要性と責任の重要性について住民の意識高揚に努めるとともに、子育てや介護を支援するサービスの充実に努めます。

① 育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底				
• 適切な啓発資料の配布を行い、周知を図ります。【再掲】	産業振興課	啓発資料の配布		実施
企業対象の研修会実施				
• 商工団体並びに企業向け人権啓発研修会への参加を奨励します。	産業振興課	研修会への参加奨励		実施

②家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
ワーク・ライフ・バランス推進の啓発				
・広報誌や町ホームページで啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	ワーク・ライフ・バランスの啓発	実施	実施
・町広報誌、ホームページを活用し、子育て支援事業の情報を提供します。 ・子育て情報誌を発行します。	子育て支援課	情報提供の実施		年4回
		情報誌の発行	毎年実施	毎年実施

③家庭生活における男女共同参画の推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
男性の家事・子育てなどの技術の習得支援				
・子育て支援センターや各保育所において、土曜日の園庭開放など子育て支援事業の実施、充実に努めます。	子育て支援課	園庭開放の実施	実施	実施
・保育実習を受け入れ、子育てや保育技術を学ぶ機会とします。	保育所	園庭開放の実施	実施	実施
・父親の育児参加の場を設け、情報提供を行います。 ・父母と一緒に子育てする体制づくりに取り組みます。 ・パパクッキング講座を開催します。	子育て支援センター	パパクッキング講座の開催		年●回
・父親の育児参加を図るため、体験型のプログラムを実施します。	健康推進課	講座の実施		年1回
・庁内関係機関と協働し、事業に取り組みます。	人権啓発課	協働による事業の実施		実施
父子手帳等の作成・配付				
・母子健康手帳交付時に父子手帳の配布をします。 ・ホームページでの情報発信に努めます。	健康推進課	父子手帳の配布数・		2,100冊
男性が参画しやすい子育てや介護の条件整備				
・運動会や発表会、保育参観などへの父親の参加を促します。	保育所	啓発活動の実施	実施	実施
・子育て支援事業に、在宅親子が参加しやすい状況をつくります。 ・各種教室や講座などを土曜日に開催し、父親の参加しやすい場を提供します。	子育て支援センター	土曜日の講座開催	実施	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
・男性を対象とした料理教室を開催します。	福祉課	料理教室の開催	年2回	年2回
・パパママ教室両親編を土曜日又は日曜日に実施し、父親が参加しやすいものとしします。	健康推進課	パパママ教室の休日開催		年2回
・男性の育児に関する啓発を行います。	人権啓発課	広報誌等での啓発	実施	実施
男性の積極的な参画促進				
・パパママ教室両親編開催時に、「パパの育児休業体験記」の冊子を配布します。 ・庁内関係機関と連携します。	人権啓発課	父親向け啓発冊子の配布・		1,750冊

④子育て、介護等支援体制の充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
地域における育児・介護の支援体制づくり				
<ul style="list-style-type: none"> 各種保育サービスの充実を図り、育児相談や子育て支援事業を展開します。 児童クラブの分割と新設、施設の改修など放課後児童クラブ環境の充実に努めます。 NP、BPプログラムを実施し、子育てに悩みを感じている親を支援します。 ファミリーサポートセンター事業を実施します。 	子育て支援課	ファミリーサポートセンター事業の実施	—	実施
		子育て支援利用者支援事業	—	1ヶ所
<ul style="list-style-type: none"> 在宅親子の集える場を設定し、育児相談や遊びの場を提供します。 保育所の祖父母や地域の高齢者との交流を深める場を設定し、世代間交流を図ります。 保育所における相談支援体制のより一層の充実に努めます。 	保育所	地域子育て拠点事業	—	年7000(人日)
<ul style="list-style-type: none"> 各種子育て支援事業を実施し、妊婦の時期から育児支援を行う体制づくりをします。 子育て地域パートナー養成講座を実施します。 発達の気になる子どもに対する発達支援の充実を図ります。 	子育て支援センター	子育て地域パートナー養成講座の実施		年●回
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診時等を活用し、育児状況の把握や育児相談を行います。 子どもの発達に不安を持っている親が臨床心理士に相談できる機会をつくります。 	健康推進課	乳幼児健診受診率		

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて、様々な介護にかかる諸問題に対応します。 地域福祉計画の重点施策の進捗状況確認を行います。 臨床発達心理士など専門員による保健福祉の連携による相談援助活動を実施します。 	福祉課	地域福祉計画の進捗状況確認		毎年実施
高齢者の就業促進、社会参加促進、単身高齢者の生活支援				
<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターと協働して、高齢者の生活支援に取り組みます。 	福祉課	シルバー人材センター会員数		
様々な困難を抱える人々への支援				
<ul style="list-style-type: none"> 相楽圏域の障害者自立支援協議会と連携し、研修会を実施します。 	福祉課	研修会の実施	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> なやみごと相談を定期的に行います。【再掲】 様々な支援策について広報での啓発を行います。【再掲】 	人権啓発課	なやみごと相談の実施	年 12 回	年 12 回

※NP、BP プログラムとは：NP:nobody's(ノーバディーズ) perfect(パーフェクト) program(プログラム)の略で、カナダ生まれの親支援プログラム。NPは1～5歳のお子さんをお持ちのお母さんが対象なのに対し、BPは1歳に満たない赤ちゃんをお持ちのお母さんが対象のプログラム。

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な性別役割分担の見直し、男性も自発的に家事、育児、介護などをします。 ● 子どもとふれあい、基本的な生活習慣や社会的マナーなどが身につけられるよう家庭教育の充実を図ります。 ● 地域で子どもを見守るという意識を持ち、相談・助言しやすい関係をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児・介護休業を取りやすい風土と仕組みをつくっていきます。 ● 仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する情報の地域への提供を積極的に行います。 ● 子育てに関する住民活動について、専門的なスタッフの派遣や活動場所などの支援に取り組みます。

基本方針 8 男女がともにまちづくりに取り組む

現状と課題

- 住民意識調査の結果では、地域活動における平等感が前回調査より増加していますが、依然として性別分業に基づいた地域習慣もみられます。性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討していくことが必要です。

方向性

- 企業や自治会など様々な地域組織・各種団体の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行い、男女がともに参画する地域づくりを進めます。

①性別分業に基づいた地域慣習の見直し

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度目標
住民の自主的学習活動の支援				
• 啓発映像を各種団体の学習教材として提供します。	人権啓発課	啓発映像の提供	実施	実施
社会制度や法律に関する情報発信				
• ホームページや広報、SNSなど多様な媒体を活用し、広報・啓発を行います。 • 広報紙面での効果的な情報発信を行います。	企画調整課	広報誌等での啓発	実施	実施
• 広報誌、町ホームページ等で啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	広報誌等での啓発	実施	実施

②地域自治活動への男女共同参画の促進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度目標
地域自治推進体制の再整理				
• 自治会や町政協力員への女性の登用促進を働きかけます。	総務課	女性の登用促進		実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
・議会報告会での託児サービスを実施します。	議会事務局	託児サービスの実施		実施
団体等での役職へ女性の登用促進				
・関係団体への登用促進を働きかけます。 ・地域の関係団体での話し合いにおいて、女性の声を取り入れていくよう働きかけます。	関係各課	審議会等の女性委員登用割合 [*]	29%	40%
先進情報の提供				
・ホームページや広報、SNSなど多様な媒体を活用し、先進情報の住民周知を行います。	企画調整課	先進情報の提供	実施	実施
・男女共同参画審議会の会議録をホームページで公開します。	人権啓発課	会議録の公開	実施	実施

③男女のエンパワーメントの促進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
男女共同参画の活動を促進する人や団体の育成と発掘				
・女性人材リストへの登録を推進します。	人権啓発課	女性人材リスト登録者数	8人	15人
研修・講演会の実施・充実				
・女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】 ・女性団体等の情報誌の発行を支援します。【再掲】	生涯学習課	講演会や講座の開催	実施	年1回
・男女共同参画講座を実施します。	人権啓発課	男女共同参画イベントの男性参加者割合	37%	40%

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●組織や団体が開催する意識改革のための研修、講演会を充実させます。 ●男女共同参画の理解を深め、主体となってひとづくり・まちづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政や関連機関等が提供する情報を積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域性、世代性の傾向を念頭に置き、男女がともに参画し、方針決定できるよう啓発活動、講座等を実施します。

基本方針 9 生涯を通じた男女の健康を支援する

現状と課題

- 性と生殖に関する健康と権利（以下、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という。）は、重要な権利の一つとされています。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって重要となります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透を図るとともに、特に若年層に働きかけ、男女が互いに性の尊重についての意識を高めることができる環境づくりが必要です。
- 家庭こころの相談室相談件数は平成 21 年と比較して増加しており、今後はこころの健康にも配慮した相談体制の強化と関係機関との連携が必要です。

方向性

- 男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い協力関係を保つことができるよう、啓発活動を充実し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進を図ります。

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度目標
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の広報・啓発の実施				
<ul style="list-style-type: none"> 妊婦の健康診査を実施します。 妊娠期の体の変化について夫が疑似体験を行うことにより理解を深めます。 出産後の育児のイメージをしやすいよう、先輩パパママと交流を行います。 女性がん検診等の啓発を図ります。 	健康推進課	子宮がん検診受診率	23%	35%
		乳がん検診受診率	37%	35%
<ul style="list-style-type: none"> 家庭こころの相談室で相談に応じます。 男性向け相談カードを庁舎内に配架し、啓発を図ります。 	人権啓発課	男性向け相談カード作成・配布		年 100 枚

②生涯を通じた男女の健康の保持推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
生涯を通じた男女の健康保持、健康を脅かす問題についての対策				
<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導を実施し、健康の維持増進を図ります。 不妊症や不育症に対する対策を実施します。 	健康推進課	特定保健指導実施率	38%	45%
<ul style="list-style-type: none"> 広報や町ホームページで啓発を行います。【再掲】 関係課と連携し、事業実施します。 	人権啓発課	広報誌等での啓発	実施	実施

③保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備				
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア構築を念頭に、連携強化を図ります。 障害者相談において、個別ケースでの保健・医療、福祉との連携体制を図ります。 	福祉課	地域包括ケアの実施	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 健診の結果説明会や医師による健康講演会及び相談などを実施します。 	健康推進課	健康講演会の実施		年 1 回
<ul style="list-style-type: none"> 家庭こころの相談室で相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行います。 	人権啓発課	家庭こころの相談室相談件数	70 件	96 件
<ul style="list-style-type: none"> 虐待に関するケース会議を適宜開催し、保健・医療、福祉と連携した体制で相談援助を行います。 がん教育など健康に関する教育を行います。 	学校教育課	ケース会議の開催		実施

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●ウォーキングやラジオ体操など地域で健康づくりに取り組みます。 ●あいさつが気軽にかわされ、心の健康が図られるようにします。 ●住民に食事、献立栄養バランスをわかりやすく広めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断を実施し、健康づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断の機会を多くし、受診しやすい環境にします。 ●食育の推進をします。

3 男女共同参画の推進基盤づくり

基本方針10政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

現状と課題

- ・精華町では、町の審議会における女性委員比率を30%にすることを目標に掲げ、政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成、女性リーダーの養成に取り組んできましたが、いまだ達成されていません。また、女性のいる審議会等の割合も目標に対し未達成となっており、女性委員の割合を減らさないように努める必要があります。

方向性

- ・女性団体等を中心にこれまでに育成した人材を活かしながら、女性自身の意識や行動の改革を促すとともに、女性の能力開発支援として教育・学習機会の充実を図ります。

①政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成				
<ul style="list-style-type: none"> ・女性人材リストへの登録を推進します。【再掲】 ・講座、講演会等を計画的に実施します。 	人権啓発課	女性人材リスト登録者数	8人	15人
研修・講演会の実施・充実				
<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】 ・女性団体等の情報誌の発行を支援します。【再掲】 	生涯学習課	講演会や講座の開催	実施	年1回
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のリーダーを育成する研修等への参加を促進します。 ・関係団体と連携し、計画的に講座、講演会を実施します。 	人権啓発課	女性指導者養成研修者数	2人	年2人

②地域の女性リーダーの養成

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
目標を設定した女性登用の促進				
・委員会等における女性委員の登用・選出を促進します。	関係各課	女性のいる審議会の割合	85%	100%
委員の公募制の推進				
・委員会等における公募制を進めます。	関係各課	公募委員のいる審議会の割合	—	

③委員会、審議会等への女性の積極登用

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31年度目標
委員会等の夜間・休日開催の検討				
・イベント開催時に保育室を設け、小さい子どもを持つ保護者が参加しやすいよう配慮します。 ・会議の開催を、昼間に限らず様々な委員が参加しやすい時間帯とします。	関係各課	委員会等での託児の実施	実施	実施
		時間帯に配慮した会議の開催	実施	実施
人材データベースの整備・活用				
・庁内における女性人材リストの活用を勧めます。	人権啓発課	女性人材リスト登録者数	8人	15人

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
●男女共同参画について学び、参画していきます。	●ポジティブ・アクションへの理解を深めます。	●地域活動において、男女がともに参画し、方針決定できるよう啓発活動、講座等を実施します。

基本方針 1 1 住民活動を支援する

現状と課題

- 住民意識調査によると、男性に比べ、女性では、政治や行政の場で平等になったと感じる人の割合は低くなっています。こうした現状から、女性の方針決定過程への参画を進める必要があります。このため、男女がともに家庭での役割を担い、女性が就業や地域活動などへの社会進出をしやすい環境を整えることが必要です。

方向性

- NPO等各種団体の活動拠点として機能が充実するよう、環境づくりに努めます。また、住民活動の場において女性が活躍できるよう支援します。

①男女共同参画の拠点づくり（ボランティア活動やNPOを支援する環境整備）

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
ボランティア活動やNPOを支援する環境整備				
<ul style="list-style-type: none"> • 所管の民間国際交流団体と連携し、積極的に事業展開を図ります。 • ボランティア活動や NPO を支援する環境整備に取り組みます。 	企画調整課	ボランティア団体やNPOとの協議の開催	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア養成に関する研修会を実施し、連携強化を図ります。 • 町主催のボランティア講演会を開催し、ボランティア連絡協議会のホームページ開設を支援します。 • ボランティアの人材育成のための講座を町内各集会所で実施します。 	福祉課	ボランティア養成研修会の実施	年 1 回	年 1 回
活動拠点の整備				
<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア団体や NPO などの民間団体と連携を図ります。 • 各団体との連携を図ります。 	関係各課	活動拠点の整備	—	実施

②女性の能力開発の機会充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
相談窓口の設置				
・女性職員を対象とした能力開発推進に向けて研修を行います。	総務課	研修の実施	実施	実施
・相談員を研修に参加させ、スキルアップを図ります。	子育て支援課	研修の実施		年1回
・子育て支援事業の中で様々な相談に対応します。	子育て支援センター	相談活動の実施	実施	実施
・社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に関する相談窓口を設置します。	福祉課	相談窓口の実施		実施
・支援機関による相談窓口の情報提供を行います。	人権啓発課	情報提供の実施	実施	実施
・消防団女性部による防災等の相談を実施します。	消防本部	相談の実施	実施	実施
情報提供などの活動支援				
・町職員に対し、女性対象の研修を含む各種研修情報を提供します。	総務課	情報提供の実施	実施	実施
・女性活動団体等への情報提供と活動支援を行います。	人権啓発課	情報提供の実施	実施	年1回
・企業の社会的責任についての情報提供を実施します。	産業振興課	情報提供の実施		実施
・学校に必要な活動の情報提供を行います。	生涯学習課	情報提供の実施		年2回
・女性団体等の情報誌の発行を支援します。【再掲】 ・府などで開催される各種講座情報を提供します。	生涯学習課	各種講座情報の発信	実施	年2回
情報提供などの活動支援				
・子育て中の母親を対象に子どもの救急事案に対する応急処置講習を開催します。 ・地域団体に町の防火防災体制を理解してもらう取り組みを行います。	消防本部	講習等の実施		随時実施
住民活動グループの育成、支援				
・IT ボランティアを対象に研修を行います。	財政課	研修の実施		年1回
・住民活動団体と連携します。	人権啓発課	連携した事業の実施	—	実施
・関係団体の活動支援や周知に努めます。	生涯学習課	住民活動グループの情報発信		実施

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●NPOやボランティア、自治会など各種の組織との交流を図り、ともに協力しあえる体制づくりを進めます。 ●各種のネットワークでまちの問題を解決する機会を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する情報を積極的に利用、活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の自主的な地域活動を促していきます。 ●まちづくり活動の拠点の整備を進め、支援体制の強化を図ります。

基本方針 1 2 町行政組織における男女共同参画を推進する

現状と課題

- 男女共同参画の取り組みの進捗管理を効率的に、かつ庁内の連携を行うにあたり、職員が理解しやすいプランとし、具体的な取り組みを着実に推進していくことが必要です。
- 育児休業・介護休業制度については、職員への周知と理解を図り、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。また、町全体に制度の周知を図り、利用促進につなげる必要があります。

方向性

- 施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部署の連携を強化し取り組みを進めます。また、男女共同参画推進会議や男女共同参画審議会により、その進行管理を行います。さらに、町自体が一つの事業者として他の事業所のモデルとなれるよう、庁内の男女共同参画を進めます。

①庁内推進体制の充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
男女共同参画施策を総合的に推進する				
<ul style="list-style-type: none"> 推進研究会（ワーキンググループ）で男女共同参画推進に係る調査及び研究を行います。 職員研修を行います。【再掲】 男女共同参画推進会議を年1回以上開催します。 	人権啓発課	男女共同参画推進会議	年1回	年1回
男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底				
<ul style="list-style-type: none"> 職員研修で「人権・男女共同参画」の時間を設けます。【再掲】 	総務課	研修の実施	実施	毎年実施

②全職員への意識啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
町職員の啓発や意識改革のための研修の充実				
<ul style="list-style-type: none"> 職員研修で「人権・男女共同参画」の時間を設けます。【再掲】 	総務課	研修の実施	実施	毎年実施
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する職員向け研修を計画的に開催します。 町職員の意識調査を実施します。 	人権啓発課	研修の実施	実施	年1回
		意識調査の実施	未実施	5年毎
<ul style="list-style-type: none"> 職員に対し、教育を行っていきます。 	消防本部	研修の実施	実施	毎年実施
育児・介護に対する職場理解の推進と法に基づく休業制度の積極活用				
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが誕生する職員に対し、男性の育児に関する冊子を提供します。 	総務課	冊子の配布	実施	毎年実施
女性管理職の積極的登用の促進				
<ul style="list-style-type: none"> 女性の管理職登用を促進します。 	総務課	女性管理職比率(課長級以上)	11%	30%
女性職員への研修機会等の充実				
<ul style="list-style-type: none"> 女性の能力開発推進に向けた研修を行います。 女性の研修参加を促進します。 	総務課	研修の実施	実施	実施
町女性職員の管理職研修の充実と管理職登用の推進				
<ul style="list-style-type: none"> 女性の管理職登用を促進します。【再掲】 女性職員の管理職研修について受研勧奨します。 	総務課	女性管理職比率(課長級以上)	11%	30%

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	現状	H31 年度 目標
・ 職員の昇任試験受験を推進します。	消防本部			
職場環境の見直し				
・ 女性職員に配慮した職場環境の整備や勤務体系の見直しを図ります。	消防本部	職場環境の整備	実施	実施
健康に関する相談援助体制の整備				
・ 町職員への産業医による相談の場を設けるとともに、周知を図ります。	総務課	産業医による相談	年 12 回	年 12 回

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会のまちづくりについて提案します。 ● 男女共同参画の視点で関心を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民や行政とともに参画、協働して男女共同参画計画を推進します。 ● 行政と連携、協力を図りながら、計画に掲げられた施策を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の将来像を示し、計画に基づき着実に実行されていることを伝えます。 ● 住民の意見を反映させる場を提供できるよう努めます。 ● 男性職員が育児・介護休業を取りやすい職場環境にします。 ● 職場内で男女共同参画に関する意識づくりに取り組みます。 ● 男女共同参画の視点に立った、行政の推進を図ります。